資料	11

記 者 発 表 資 料

平成２９年１１月２４日(金)

日　高　市

都市整備部　都市計画課　住宅政策担当
℡042-989-2111 内線 3305
担当者職・氏名　課長　長谷川浩一

日高市空き家・空き地バンクを開始します

空き家の増加が全国的課題となっており、空き地についても同様の課題があります。

そこで、空き家・空き地所有者の意向による物件情報を市ホームページ等に掲載し、賃借または購入により市内居住を希望する方とのマッチングを図る「日高市空き家・空き地バンク」を創設し、空き家・空き地の有効活用、定住の促進及び地域の活性化を図ります。

開始日　平成30年１月１日（予定）

対象とする物件

〇空き家　市内全域の空き家（その敷地を含む）

〇空き地　市街化区域及び市街化調整区域の一部（都市計画法第34条第11号に基づく指定区域）の空き地

媒介協定の締結

空き家・空き地の賃貸借または売買は、媒介資格を有する宅地建物取引業者の協力が不可欠ですので、本市を所管区域とする下記２団体と、年内を目途に媒介に関する協定を締結する予定です。

〇公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部

〇公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部川越支部

※空き家・空き地バンク運営の概要は、別紙のとおりです。

日高市空き家・空き地バンクのイメージ

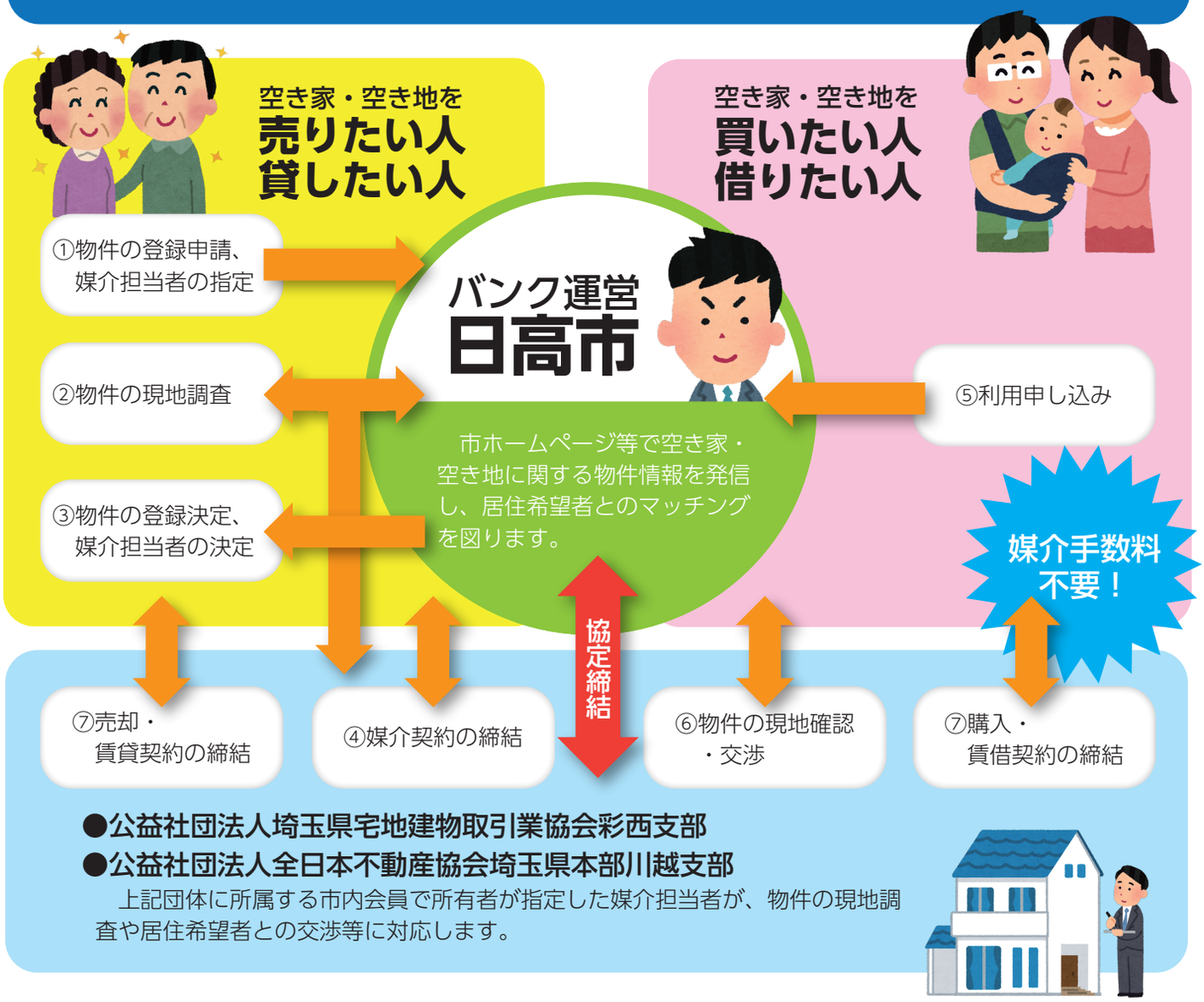

●公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部
●公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部川越支部

上記団体に所属する市内会員で所有者が指定した媒介担当者が、物件の現地調査や居住希望者との交渉等に対応します。

①所有者が、空き家・空き地の登録申請書を市へ提出します。また同時に「媒介事業者一覧表」内から媒介担当者を１社指定します。

②所有者、媒介担当者及び市の三者が、物件の現地調査を実施します。

③市が、所有者に物件登録及び媒介担当者の決定を通知します。また、登録決定後は市がホームページで物件情報を発信する等して、居住希望者を募集します。

④所有者と媒介担当者が、媒介契約を締結します。

⑤物件を購入又は賃借する居住希望者が、市へ利用申込書を提出します。

⑥居住希望者と媒介担当者が、物件の現地確認及び交渉等を実施します。

⑦物件の価格等に納得した居住希望者は、媒介担当者を介して、物件所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結し、新たな所有者（賃借人）が決定します。